

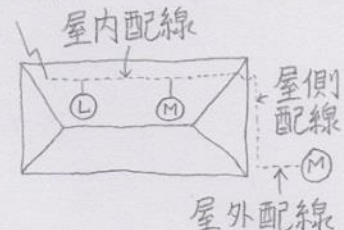
403. 配線の種類・低高圧架空電線路の支持物と支線の施設(電技)

<配線の種類>

①屋内配線: 屋内の電気使用場所において、固定して施設する電線 ②屋側配線: 屋外の電気使用場所において、当該電気使用場所における電気の使用を目的として、造営物に固定して施設する電線 ③屋外電線: 屋外の電気使用場所において、当該電気使用場所における電気の使用を目的として固定して施設する屋側配線以外の電線 ④移動電線: 電気使用場所において、造営物に固定しない電線(扇風機等の可搬形の電気使用器具に付属するコード等) ⑤その他: 電気機械器具内の配線、管灯回路の配線、接触電線(※)、小勢力回路の電線、出退表示灯回路の電線 ※電線に接触してしゅう動する集電装置を介して移動して使用する電気機械器具(走行クレーン・電車線・遊戯用電車等)に電気の供給を行うための電線

下図から除かれるもの

- ・電気機械器具内の電線
- ・管灯回路の配線
- ・接触電線
- ・小勢力回路の電線
- ・出退表示灯回路の電線



<低高圧架空電線路の支持物、支線の施設>

第1条(用語の定義) 十五:「支持物」とは、木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であつて、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持する事を主たる目的とするものをいう。

第24条(架空電線路の支持物の昇塔防止): 架空電線路の支持物には、感電の恐れが無いよう、取扱者以外の者が容易に昇塔できないように、適切な措置を講じなければならない。

第32条(支持物の倒壊の防止): 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速40m/秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊の恐れが無いよう、安全なものとななければならない。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速40m/秒の風圧荷重の1/2の風圧荷重を考慮して施設する事ができる。 2: 特別高圧架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする事等により連鎖的に倒壊の恐れが無いように施設しなければならない。

<支持物の構成>: 架空電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱・鉄柱および鉄塔は、解釈第56条・57条に適合するものでなければならない



台風直撃は想定内

通常想定される気象の変化等に対し、倒壊の恐れが無いものでないかな

風速40m/sで何!? 台風を想定しているの?

